

八輪小学校いじめ防止基本方針

令和2年3月9日改訂

愛西市立八輪小学校

1 はじめに

(1) いじめの定義

児童生徒と一定の人間関係※1のある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

<平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法第2条 以下「法」とする>

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査し、児童生徒の感じる心身の苦痛に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) 基本的な認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識する。

- ・ 「弱いものをいじめることは人として許されない」という認識をもつこと。
- ・ いじめられている子どもの立場に寄り添った親身の指導を行うこと、いじめる側の子どもの生育背景にも十分に目を向けること、また傍観者の子どもへの指導も怠らないこと。
- ・ いじめ問題は、学校の姿勢や取組、教師の子どもへの指導の在り方を問われる問題であること。
- ・ いじめ問題は、「未然防止」・「早期発見」・「早期解決」を心がけること。
- ・ 学校・家庭・教育関係諸機関・地域社会等のそれぞれが役割を果たし、連携し合うことが肝要であること。

2 学校の使命

(1) 実効性のある指導体制の確立

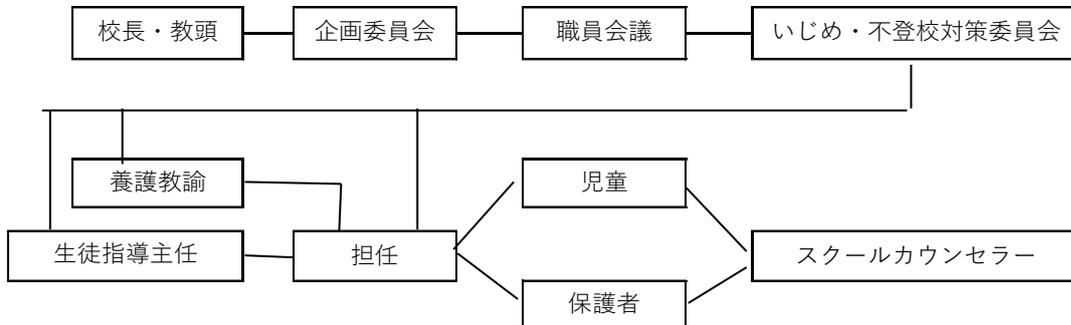
① 校長のリーダーシップ

校長のリーダーシップのもとで、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。また、密接な情報交換により共通認識を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

校長、教頭、生徒指導主任等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等への指導・助言をする。その対応状況等について、逐次報告を受け、その解決に至るまで適切にフォローする。

② 組織体制

以下のような組織体制を確立し、機能的な運用を図る。



③ 相談体制

- ・ スクールカウンセラーによる相談活動
- ・ 定期アンケートによる相談活動
- ・ 教育相談活動

④ 校内研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施する。

⑤ 教育委員会との連携

いじめが発生した場合、速やかに教育委員会に報告をする。連携をしつつ、きめ細かな状況把握を行い、教育委員会の指導助言を受け適切な対応に努める。

⑥ 外部諸機関との連携

いじめが発生した場合、必要に応じて児童相談センター、警察等の外部諸機関と連携をしつつ、早期の解決をめざす。

(2) 指導の方針

① 指導の重点

- ・ 予防、早期発見、解消に努める。
- ・ 教育相談活動を定期的・計画的に実施する。
- ・ 校内の指導体制を確立するとともに、関係機関や保育所・中学校等との連携を図る。
- ・ 児童虐待の早期発見に努める。
- ・ 情報モラル教育を進める。

② 全ての児童への指導

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという

認識を、児童にもたせる。

- ・ いじめられる子どもや、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている子どもを徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ・ 特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中にとどめておかず、友人、教師、親に必ず相談するようにすること（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を伝える。
- ・ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ・ 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むようにする。

③ いじめる児童への指導・措置

- ・ いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ・ いじめを行う児童に対しては、一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することができる。さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対し出席停止の措置を講じたり、適切な関係機関の協力を求め厳しい対応策をとったりすることも必要である。特に、暴力や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、警察との連携を図る。

3 いじめの未然防止のために

<重点目標>

- いじめを許さない子どもを育てる教育活動の充実
- いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実
- 教育相談体制の充実
- いじめに係る教師の人権意識

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育に関する教職員の指導力向上を図る。

(2) 児童の主体的な活動の推進

学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する。また、その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意点

教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解や促進や、学校として必要な対応について周知する。

<危機管理の心構え「さしすせそ」の確認>

③：最悪を考え ④：慎重に ⑤：すばやく
⑥：誠意をもって ⑦：組織的な対応を

4 いじめの早期発見について

(1) いじめを発見する手立て

- ① 日常生活から
 - ・ 登校後、授業中、休み時間、給食中、清掃中などで、気になる様子に目を配る。
- ② アンケート調査から
 - ・ 「生活アンケート」を定期的実施する。
- ③ 教育相談から
 - ・ 定期的実施したり、アンケートをもとに随時実施したりする。
 - ・ スクールカウンセラーと連絡し、情報収集に努める。
- ④ 保護者や地域からの情報提供から

- ・ いじめ問題に対する学校の方針や取組を保護者や家庭に周知しておく。
- ・ P T A、学校評議員、民生児童委員等から情報収集する。

⑤ 学級内の人間関係を客観的に捉える。

- ・ 学級集団分析尺度Q-Uテストを実施し、客観的な資料として活用する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ・不登校対策委員会で直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

(3) いじめの認知

いじめの認知に関しては、「自分よりも弱い者に対して一方的」「継続的」などの過去のいじめの定義によって判断したり、いじめの定義を限定的に解釈したりすることなく、いじめられた児童の立場から、いじめを積極的に認知する。

5 いじめの解決に向けて

(1) 正確な実態把握・情報収集

- ・ プライバシーに配慮しながら、関係する児童（被害者・加害者）、周囲の児童、いじめのきっかけなどを聞き取り、記録する。
- ・ 個々に聞き取りをすることを原則とする。
(被害者→周囲の児童→加害者の順が望ましい)
- ・ 一つの事象のとらわれず、いじめの全体像を把握する。

(2) 対応の方針

- ・ 指導のねらい・方法を明確にする。
- ・ 全教職員の共通理解を図る。
- ・ 関係する児童、保護者等と対応する教職員の役割分担の確認をする。
- ・ 教育委員会や教育関係諸機関と連携を図るようにする。

(3) いじめを受けた児童への対応

① 受容・傾聴・共感の立場で

- ・ 「最後まで守ってくれる」という安心感を与え、必ず解決されるという強い意志を表す。
- ・ 仕返しなどの不安感を取り除き、支援の姿勢を示す。
- ・ 子どもの立場に寄り添って理解し、信頼関係をつくり、精神的苦痛を共感に理解する。
- ・ 悩みを自分だけで抱え込むことのないよう、必ず親、兄弟、教職員、友達、スクールカウンセラーなど、誰かに相談することの大切さを十分指導する。また、短絡的な行動を起こさないように、「命の大切さ」や「生きることの素晴らしさ」を教える。
- ・ 活躍の場や機会を多く設定し、自ら進んで取り組める中で認め励ます。

② 共に解決を考える。

児童の解決に向けての希望を受け入れる。



○ 寄り添う気持ちで、共に解決方法を考える。

- ・ 友人関係に気を配り、授業以外の諸活動においても具体的な行動の取り入れ方を相談する。
- ・ 全教職員で子どもの毎日の生活をしっかりと見守る。

③ 緊急避難としての対応

- ・ 本人及び保護者の同意により、緊急避難として別室での登校・保健室登校等、または一時欠席等の弾力的な対応を行う。

(4) いじめを受けた児童の保護者への対応

① 保護者の思いを共感的に受け止める

- ・ 毅然とした態度でいじめ解決に取り組む姿勢で、事実関係を正確に知らせ、保護者の意向や考えを謙虚に聞く。
- ・ 一方で、加害者への一方的な非難にならないように気を配りながら、いじめ解決に向けての取組を理解してもらい、協力を得るようにする。
- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、その他のどんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。

② 学校の方針について理解を求める

- ・ 学校として徹底的に子どもを守り、支援していくことを伝える。
- ・ いじめ解決に向けた具体的な手立てを提示し、理解を求め、進捗状況を伝える。

③ 家庭との連携

- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等をすべて保護者に伝える。
- ・ 学校での生活の様子を、家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面接や家庭訪問を行う等、継続的に保護者と連携を図る。
- ・ 場合により、緊急避難としての別室での登校や保健室登校等、または欠席等の弾力的な対応についても相談していく考えを伝える。
- ・ 家庭においても児童の様子に十分注意をしてもらい、小さな変化についても学校に連絡してもらうように協力を求める。
- ・ 「命の大切さ」や「人生」について、子どもと一緒に考える大切さを伝える。

④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解決している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) いじめた児童への対応

① 指導の基本

- ・ いじめは絶対に許されない行為であるという認識に立って毅然とした指導で臨むが、いじめを行った背景にも留意しつつ指導に当たる。
- ・ 冷静に話を聞いて、いじめをしたという自覚があるか、また自分の他に中心的な存在がいるか等を確認する。
- ・ 自分の行為を内省させ、これからの自分の言動を考えさせる。

② 事実の確認

- ・ いじめられた児童の聞き取りをもとに、事実確認を行う。

③ 指導の留意点

- ・ いじめは許されない行為であると理解させ、自分が加害者であるということを悟らせる。
- ・ いじめに至った自分の信条等を振り返らせ、今後の言動について考えさせる。
- ・ 指導後も、心の成長となるような関わりを続けていく。

(6) いじめた児童の保護者への対応

① 事実関係を正確に伝え、その場で事実確認をする。

- ・ 児童を交えて、事実を経過と共に伝える。

② 学校の取組の説明

- ・ 学校としての今後の方針を説明し、理解・協力を得る。
- ・ いじめた児童と謝罪について話し合う。

- ・ いじめられた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために、出席停止等の必要な措置を講ずることもあること、いじめた児童に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など、教育上必要な措置を講じ、当該児童の立ち直りを支援することを伝える。

③ 家庭における取組

- ・ いじめられる側の心情を十分に説明し、今後の人生や生き方などについて一緒に考えてもらう。
- ・ 保護者の謝罪などの言動が、何より児童の言動を正すことになることを説明する。

(7) 周囲の児童への指導

① 指導の基本

- ・ 直接かかわらなくても、いじめは絶対に許されない行為であるという認識に立って毅然とした指導で臨む。
- ・ いじめは、個人の問題だけでなく、学級や学年などの集団全体の問題として対応する。

② 事実確認

- ・ いじめについて話すことは、人権と命を守る正当な行為であることを理解させる。
- ・ いじめについて話すことで、自分が不利にならないことを理解させ、新たないじめにつながらないようにする。

③ 指導の留意点

- ・ 周りにいる児童も、いじている児童への暗黙の是認となり、いじめられている児童にとって、その行為を強化する働きをしていることを理解させる。
- ・ いじめられている児童が、自分たちをどう見ていたかを考えさせ、これからどうすべきか考えさせる。
- ・ 学級活動や道徳の学習で、いじめられている児童の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの心の弱さに焦点を当てて指導することが大切である。

6 インターネット上のいじめについて

(1) インターネット上のいじめを未然防止する指導

① 児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

② インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまいたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校・家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを指導する。

③ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを知らせる。また、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

④ 自撮り被害に遭わないよう、インターネット上の危険やリスクを指導する。

(2) インターネット上のいじめの対応

① 内容の把握

・ インターネット上の名誉棄損やプライバシーの侵害等、不適切な書き込みの相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認し、書き込みのあったサイトのURLを控えたり、書き込みをプリントアウトしたりして記録する。

② 削除依頼や相談

・ 上記①の場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講ずる。必要に応じて地方法務局の協力を求める。

・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

7 重大事態の対処について

(1) 重大事態 「いじめ防止対策推進法第28条第1項」

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の a 生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が b 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

a 生命、身体又は財産に重大な被害

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

b 相当の期間学校を欠席

- ・ 年間30日程度の欠席があった場合

※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

※ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への対応

① 重大事態であると判断した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」(資料1)に基づいて対応する。

- ② 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ③ 調査結果については、被害児童、保護者に対して教育委員会の指導のもと、適切に情報を提供する。

8 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケート

いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

(2) 迅速な情報の共有

スクールカウンセラーによる相談活動、定期アンケート・定期相談活動の情報は早急に全教職員で共有し、現在の取組を即時見直す体制をつくる。

9 おわりに

いじめについては、「どの子どもにも、この学校においても起こり得る」ものであることを十分認識し、「弱いものをいじめることは人として許されない」という立場から、学校は毅然とした態度で臨まなければならない。

また、社会の急激な変化に伴う、インターネット等の新しいいじめの形態にも対応できるように研修を深めるとともに、このあるごとに本校の基本方針の内容を検討していく必要がある。

【重大事態の対応フロー図】

